

中学生向け視聴覚教材骨子

法教育推進協議会教材作成部会
小中学生向け視聴覚教材作成グループ

1 視聴覚教材作成の目的

法教育推進協議会が作成した中学生向け教材例を活用した法教育授業において使用できる視聴覚教材を作成することで、中学校向け教材例を用いた法教育授業の実施率を高め、法教育の更なる普及を進めるとともに、同教材例を活用した法教育授業の学習効果を高めることを目的とする。

2 作成方針

授業者が、時間的・心理的負担なく、手軽に中学生向け教材例を利用できるよう、同教材例の内容と連携（リンク）させるとともに、中学生に授業内容に興味を持たせ、学習効果を高めるような映像とする。

中学生向け視聴覚教材は、アニメーションにより映像化する。

- 冊子版教材例にある題材から、4つの柱（「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」及び「司法」）ごとに1つずつ、題材を選定し、映像化する。映像の長さは、題材1つ当たり20分程度とする。
- 映像の完成前に、試作品を用いて試験的授業を実施し、その結果を反映させた上で、最終的な内容を確定させる。

完成した視聴覚教材は、DVD等の媒体で配布するとともに、法務省ホームページ等でのダウンロード利用も可能とする。

作成した教材を使用した授業の実践報告をまとめ、法務省ホームページに掲載する。

3 中学生向け視聴覚教材の具体的構成

別添のとおり

(1)「ルールづくり(ごみ収集に関するルールを作ろう)」

授業の流れ	映像内容	教材該当ページ
	<p>問題提起 新しく引っ越してきた住人が間違えてごみを出したことをきっかけに、様々な立場から、ごみ収集場所に関する主張がされ、町内会規約を作成することになった。</p> <p>どのような町内会規約を作ったらよいか、問題提起。</p>	17～22
生徒間で話し合い		
話し合い①	それぞれの立場に分かれて班を作り、解決策(規約案)を話し合わせる。	
話し合い②	その後、それぞれの立場から1名ずつ集まって1つの町内会の班を作り、解決策(規約案)を話し合わせる。	
	<p>解説 ホウリス君が、ルールは何のためにあるのか、ルールの機能、望ましいルールの要件(手段の相当性・明確性・平等性・手続の公平性)について解説。</p>	14
生徒間で話し合い		
話し合い③	自分たちの作成したルールについて、評価を行う。	

(2)「私法と消費者保護(契約とは何だろう)」

授業の流れ	映像内容	教材該当ページ
導入	「契約」という言葉を聞いたことがあるか、契約をしたことがあるかどうか生徒に尋ね、答えさせる。	
導入	ホウリス君が、身近な契約例を紹介するとともに、契約が人生を豊かにする道具であることを解説。	50・55
問題提起1	実際に物を売り買いくる場面の具体例を示し、どの時点で契約が成立したと言えるか、問題提起。	50
生徒に対し問いかけ	生徒に手を挙げさせ、理由を答えさせる。	
解説1	売り手と買い手の意思が合致した時点で契約が成立することや、契約は法的な約束であり、意思が合致さえすれば、自由に結ぶことができることを解説。 契約には法的責任が伴うことから、契約の締結は慎重に行うべきであること、また、契約を結んだ内容がきちんと実行されない場合、どのような社会になるか、具体例を示した上で、契約は守られるべきものであることを解説。	50・51
問題提起2	一度結んだ契約は解消できないのかどうか、以下の場合について映像化し、問題提起。 ①ハプニングカードA:別の店で安く売られていることを発見した場合 ②ハプニングカードB:母が同じ物を買ってくれていたことが分かった場合 ③ハプニングカードC:ブランド品が偽物であると分かった場合	57
生徒間で話し合い		
話し合い①	それぞれの場合について、契約を解消できるかどうか、グループで話し合わせる。	
解説2	契約を結んだとしても、効力が認められないケースについて解説した上で、A～Cの事例において契約が解消できるか否か、解説。	51・52
問題提起3	「ハプニングカード」のカードDの事例(消費者契約法が適用される事例)につき、契約を解消できるかどうか、問題提起。	58
生徒間で話し合い		
話し合い②	グループで話し合わせる。	
解説3	消費者と事業者との間の情報や交渉力の格差に着目し、実質的な「公正」を図るために、契約自由の原則を修正して消費者を保護する制度があること等について解説。	53

(3)「憲法の意義」

授業の流れ	映像内容	教材該当ページ
導入	政治と関連する身近な事例を挙げ、自身の生活にも政治が関係していることに気付かせる。	
問題提起1	1人の王様が、政治の在り方全てを決める国があったとして、どのようなルールが定められるだろうか、問題提起。	69
生徒間で話し合い		
話し合い①	自分が政治の在り方全てを決められる(ただし、全てを1人で決めなければならない)としたら、どんな国にしたいか。そのために、どのようなルール(法律)を定めるか。他の様々な立場の人から見て、そのルールは妥当か否か。について、グループで話し合わせる。	
解説1	特定の者や少数者(特定の利害関係人)によって作られる決まりやルールは不合理になりがちであること、このような問題が起こらないようにするため、日本では、民主主義(みんなで決める)・国民主権(国民が決める)の仕組みを取っていること等を解説。	69・70
導入	意見が異なる「みんな」で何かを決める一つの方法として、多数決があること、多数決の有用性などについて解説。	71・72
問題提起2	どのようなことでも、みんなで多数決で決めて良いのか。具体事例を基に問題提起。	71～73
生徒間で話し合い		
話し合い②	問題提起2で提示した具体事例について、多数決で決めて良いことかどうかグループで話し合わせる。	
解説2	個人の判断に任されるべきこと、特定の個人や少数者にとって不当に不利益を与えたりすることについては多数決によっても決めることができないこと(基本的人権の尊重)を解説。	72・73
解説3	憲法につき、主に以下の点について解説。 憲法とは、主として、民主主義(みんなのことはみんなで決めること)を実現するための政治の仕組みと、民主主義によっても侵すことのできない基本的人権の尊重に関することを定めたものであることなど。	74・75
	日本国憲法につき、主に以下の点について解説。 日本国憲法では、基本的人権の尊重とそれを基底で支える平和主義、民主主義の基となる国民主権を定めていること、民主主義を実現するための政治の仕組みとして、三権分立が定められていることなど。	76・77

(4)「司法」

授業の流れ	映像内容	教材該当ページ
導入	友だちや兄弟など、誰かと争いごとになったことはあるか、どのように解決したのかについて、生徒に問いかけ、挙手させて答えさせる。	
導入	<p>身近な紛争に触れた上で、話し合いでは解決できない紛争もあること、紛争を放置すれば社会秩序が混乱しかねないため、国家による紛争解決手段(民事裁判)が用意されていることにつき、説明。</p> <p>民事裁判の特徴につき、以下のような説明。 公平な第三者(裁判所)の判断に強制力を与えることで、紛争解決を行うものであるため、その手続は公平なものとなっていること 具体的には、①当事者双方が自分の主張を裏付ける証拠を集めて裁判所に提出し(当事者が対等な地位にある)、②公平な第三者である裁判所が、法律(公正なルール)に基づき、当事者からの主張・提出された証拠に基づいて判断する仕組みになっていること</p>	92・93
問題提起	<p>以下の点について映像化した上で、①から③の事情をもとに、Xさんの立場、Yさんの立場から、それぞれどのような主張ができるか、それらの主張を基に、裁判所としてどのような判断をするか、問題提起。</p> <p>①XさんがYさんの運転する自動車にはねられて重傷を負った事故の状況 ②XさんとYさんの間で生じた紛争の結果、Xさんが民事裁判を起こしたこと ③民法709条の概要</p>	103・104
検討	<p>この裁判のルールとなる民法709条と、問題提起1の①及び②の事情を基に、XさんとYさんそれぞれの立場からどのような主張ができるか、整理させる。 その上で、裁判所としてどのような判断をするか、理由とともに考えさせる。</p>	
解説1	<p>「過失」(うっかりしていた)、「損害」という観点から、XさんとYさんの主張として考えられる内容や、裁判所の判断として考えられる内容に触れた上で、裁判所が、公平に当事者の主張を聞き、法律というルールに基づいて判断を行う民事裁判の仕組みにつき、解説。</p>	105
解説2	<p>Yさんが負う責任として、民事責任のほか、刑事責任や行政責任があることについて触れた上で、刑事裁判につき、主に以下の点について、クイズを交えながら解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判との違い(審理対象、証拠収集、当事者等) ・裁判官、検察官、弁護人の役割 	109
解説3	<p>裁判員裁判につき、主に以下の点について解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入理由 ・制度概要 ・裁判員として審理に参加する場合に気をつけるべきこと 	97～100